

別表（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

事業名	事業内容	対象者	申請期間	補助金の額
富加町医療・介護・障がい福祉業務従事者就業補助事業	医療・介護・障がい業務者の就業を促進するため、医療機関（医科・歯科）、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所（以下この項において「事業所」という）への新規就職者に対し、就業に必要な資金の一部を補助金として交付する。	町内の事業所に新規採用されてから、引き続き6月以上勤務し、その後1年以上就業し続ける意思のある者。ただし、次に掲げる者を除く。 （1）事業所に新規採用された日前2年以内に他の町内の事業所に勤務していた者 （2）同一法人が運営する町外の事業所から町内の事業所へ勤務異動した者 （3）過去に富加町医療・介護・障がい福祉業務従事者就業補助事業に係る補助金の交付を受けた者	町内の事業所に新規採用された日から起算して6月を経過する日から1年間	1 次に掲げる者に当該各号に定める額。 （1）医師・歯科医師・保健師・看護師・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・管理栄養士・介護支援専門員、その他同等の国家資格を有する者 50,000円 （2）栄養士・介護職員初任者研修・歯科助手、その他同等の資格を有する者 20,000円 2 町内在住者の場合は、補助金額に30,000円を加算する。
富加町介護業務関連資格取得補助事業	介護業務従事者の技能及び地位の向上を図るとともに、介護業務従事者の就業の維持を図るため、介護業務に関連する資格の取得に際し補助金を交付する。	町内の介護サービス事業所に就業している者で、当該事業所に就業しながら、次に掲げる資格（以下この項において「資格」という。）を取得したものの。ただし、過去に富加町介護業務関連資格取得補助事業に係る補助金の交付を受けていない者に限る。 （1）社会福祉士 （2）介護福祉士 （3）介護支援専門員 （4）介護職員初任者研修	資格の取得の日が属する年度の末日まで	次に掲げる者に当該各号に定める額。 （1）社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員 30,000円 （2）介護職員初任者研修 20,000円
富加町介護業務関連資格更新補助事業	介護業務従事者の技能、地位及び提供サービスの維持を図るとともに、介護業務従事者の就業の維持を図るため、介護業務に関連する資格の更新に際し補助金を交付する。	介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を更新した者で、町内の介護サービス事業所に就業しているもの	介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を更新した日が属する年度の末日まで	30,000円